

社団法人 日本国民高等学校協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本国民高等学校協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を茨城県水戸市内原町 1496 番地に置く。

(目 的)

第3条 協会は、農村の中心人物となるべき者の養成指導を行うことにより農民の精神上及び物質上の向上発達並びに農村の改善を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業教育を行う学校（以下「学校」という。）を設立し、これを経営すること。
- (2) 農業教育に必要な農場を経営すること。
- (3) 農村における講習、講話、実務指導を行うこと。
- (4) その他協会の目的を達成するため総会において必要と認める事業を行うこと。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書を、理事長に提出しなければならない。

- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に対し、その決定内容（入会を認めないときは、その理由を含む。）を記載した書面を交付するものとする。

(会員の資格喪失及び退会)

第 7 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人が解散し、又は破産手続開始の決定があったとき。
- (4) 当該年度の会費を指定の期日までに納入しないとき。ただし、会費を指定の期日までに納入しないことについて、理事会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。
- (5) 除名されたとき。

2 会員が協会を退会しようとするときは、理事会の議決を経て理事長が別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第 8 条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の 30 日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決に反する行為をしたとき。

2 理事長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会及び会費)

第 9 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 10 条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第 11 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人以上 25 人以内
- (2) 監事 2 人又は 3 人

2 理事及び監事は、総会において選出する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから理事長1人、常任理事2人を互選する。
- 5 理事のうち同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 同一業界の関係者が占める割合は、現在理事数の2分の1を超えてはならない。

（役員職務）

第12条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 常任理事は、理事長を補佐して協会の会務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員解任）

第14条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

この場合には、協会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

（役員報酬）

第15条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員には旅費又は手当を支給することができる。

（顧問）

第16条 協会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずるものとする。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第 17 条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって組織する。
- 3 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。
- 4 通常総会は、毎事業年度 1 回以上開催する。
- 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 民法第 59 条第 4 項の規定により監事が招集したとき。
 - (3) 正会員現在数の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、理事長が招集する。

- 2 前条第 5 項第 1 号又は第 3 号の規定により請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 19 条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 正会員は、総会において、表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第 21 条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決するものとする。この場合においては、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第 20 条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第 21 条 次の各号に掲げる事項については、総会において、出席者の表決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分。
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 22 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の書面は、総会開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により表決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、出席正会員数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 5 章 理事会

(理事会の構成等)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事長が召集する。

- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行その他協会の運営に関する細則の制定及び改廃
- (3) 業務運営の基本的事項
- (4) 機構その他人事運営に必要な基本的事項
- (5) その他理事長が必要と認める事項

(規定の準用)

第26条 第17条第5項第3号、第18条第3項、第19条、第22条及び第23条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは「理事」、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第6章 事務局及び職員

(事務局)

第27条 協会には主事及び書記若干名を置く。

- 2 主事は理事及び監事の指導を受けて本協会の事務に従事する。
- 3 主事及び書記の任免は、理事長がこれを決する。
- 4 主事及び書記には、俸給を給することができる。

(職員)

第28条 学園に学園長・技師・講師を置く。学園長は協会の理事より互選する。

- 2 技師及び講師は、学園長が任免する。
- 3 学園長は、予算の許す範囲において技師・講師以外の職員を学校に置くことができる。学園長・技師・講師その他の学校の職員には俸給を給することができる。

第7章 資産

(資産)

第29条 協会の資産は、会員の会費及び寄付財産により構成するものとする。

- 2 協会の資産又は事業より生ずる収益は協会の資産に繰り入れるものとする。

(資産の管理)

第 30 条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第 31 条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第 32 条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、農林水産大臣及び文部科学大臣の承認を受けて、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経て、農林水産大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算に直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとする。

(監査等)

第 34 条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 15 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得なけ

ればならない。

(報 告)

第 35 条 理事長は、毎事業年度開始の日から 3 ヶ月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概要報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支予算書
- (4) 前年度の会員名簿を記載した書類

第 8 章 定款の変更並びに解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 36 条 この定款の変更は、農林水産大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解 散)

第 37 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び文部科学大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第 38 条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び文部科学大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(書類等の備え付け)

第 39 条 協会は、次に掲げる書類等については常に、事務所に備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書

- (5) 収支予算書
- (6) 事業概況報告書
- (7) 収支計算書
- (8) 正味財産増減計算書
- (9) 貸借対照表
- (10) 財産目録
- (11) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (12) 会議の議事録

(雑 則)

第 40 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 この定款の施行に関する細則、協会の会計に関する細則、学校の学則その他協会の事業施行に関し必要な細則は、理事会において定める。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣及び文部科学大臣の認可のあった日（平成 18 年 8 月 1 日）から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。